



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第9号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合長の選挙を行う。選挙の期日及び不在者投票の開始日は次のとおりとする。

平成29年5月1日

静岡県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙長 鈴木健士



- 1 選挙の期日
平成29年5月18日
- 2 不在者投票の開始日
平成29年5月2日